

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等																																		
<p>(定義) 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(特別の場合の昇格) 第 21 条 職員が<u>身命を賭して</u>職務を遂行し、そのために危篤となり、又は心身に著しい障害がある状態となった場合は、第 19 条の規定にかかわらず、昇格させることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(特別の場合の昇給) 第 33 条 勤務成績が良好である職員が<u>身命を賭して</u>職務を遂行し、そのために危篤となり、又は心身に著しい障害がある状態となった場合には、理事長の定める日に、給与規程第 9 条第 5 項の規定による昇給をさせることができる。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 <u>この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p>別表第 1～第 5 (略)</p> <p>別表第 6 (第 11 条—第 15 条、第 18 条、第 24 条関係) (略)</p> <p>5 医療職給料表(2)初任給基準表</p> <table border="1" data-bbox="136 1570 1323 1955"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>学歴免許等</th> <th>初任給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">薬剤師</td> <td>大学 6 卒</td> <td>2 級 <u>17</u> 号給</td> </tr> <tr> <td>大学卒</td> <td>2 級 1 号給</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士</td> <td>大学卒</td> <td>2 級 1 号給</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>短大卒</td> <td>1 級 11 号給</td> </tr> <tr> <td>診療放射線技師</td> <td>大学卒</td> <td>2 級 1 号給</td> </tr> </tbody> </table>	職種	学歴免許等	初任給	薬剤師	大学 6 卒	2 級 <u>17</u> 号給	大学卒	2 級 1 号給	管理栄養士	大学卒	2 級 1 号給	栄養士	短大卒	1 級 11 号給	診療放射線技師	大学卒	2 級 1 号給	<p>(定義) 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(特別の場合の昇格) 第 21 条 職員が<u>生命をと</u>して職務を遂行し、そのために危篤となり、又は心身に著しい障害がある状態となった場合は、第 19 条の規定にかかわらず、昇格させることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(特別の場合の昇給) 第 33 条 勤務成績が良好である職員が<u>生命をと</u>して職務を遂行し、そのために危篤となり、又は心身に著しい障害がある状態となった場合には、理事長の定める日に、給与規程第 9 条第 5 項の規定による昇給をさせることができる。</p> <p>(略)</p> <p>別表第 1～第 5 (略)</p> <p>別表第 6 (第 11 条—第 15 条、第 18 条、第 24 条関係) (略)</p> <p>5 医療職給料表(2)初任給基準表</p> <table border="1" data-bbox="1338 1570 2525 1955"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>学歴免許等</th> <th>初任給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">薬剤師</td> <td>大学 6 卒</td> <td>2 級 <u>15</u> 号給</td> </tr> <tr> <td>大学卒</td> <td>2 級 1 号給</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士</td> <td>大学卒</td> <td>2 級 1 号給</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>短大卒</td> <td>1 級 11 号給</td> </tr> <tr> <td>診療放射線技師</td> <td>大学卒</td> <td>2 級 1 号給</td> </tr> </tbody> </table>	職種	学歴免許等	初任給	薬剤師	大学 6 卒	2 級 <u>15</u> 号給	大学卒	2 級 1 号給	管理栄養士	大学卒	2 級 1 号給	栄養士	短大卒	1 級 11 号給	診療放射線技師	大学卒	2 級 1 号給	<p>・他の条文との統一のため訂正</p> <p>・他の規程との統一のため訂正</p> <p>・他の規程との統一のため訂正</p> <p>・県に準じた改正</p>
職種	学歴免許等	初任給																																		
薬剤師	大学 6 卒	2 級 <u>17</u> 号給																																		
	大学卒	2 級 1 号給																																		
管理栄養士	大学卒	2 級 1 号給																																		
栄養士	短大卒	1 級 11 号給																																		
診療放射線技師	大学卒	2 級 1 号給																																		
職種	学歴免許等	初任給																																		
薬剤師	大学 6 卒	2 級 <u>15</u> 号給																																		
	大学卒	2 級 1 号給																																		
管理栄養士	大学卒	2 級 1 号給																																		
栄養士	短大卒	1 級 11 号給																																		
診療放射線技師	大学卒	2 級 1 号給																																		

新			旧			改正理由等
	短大3卒	1級19号給		短大3卒	1級19号給	
臨床検査技師	大学卒	2級1号給	臨床検査技師	大学卒	2級1号給	
	短大3卒	1級19号給		短大3卒	1級19号給	
臨床工学技士	大学卒	2級1号給	臨床工学技士	大学卒	2級1号給	
	短大3卒	1級19号給		短大3卒	1級19号給	
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	大学卒	2級1号給	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	大学卒	2級1号給	
	短大3卒	1級19号給		短大3卒	1級19号給	
視能訓練士	大学卒	2級1号給	視能訓練士	大学卒	2級1号給	
	短大3卒	1級19号給		短大3卒	1級19号給	
歯科衛生士	短大3卒	1級17号給	歯科衛生士	短大3卒	1級17号給	
	短大2卒	1級11号給		短大2卒	1級11号給	
	高校専攻科卒	1級7号給		高校専攻科卒	1級7号給	
遺伝カウンセラー	修士課程修了	2級9号給	遺伝カウンセラー	修士課程修了	2級9号給	
その他	大学卒	2級1号給	その他	大学卒	2級1号給	
	短大卒	1級11号給		短大卒	1級11号給	
	高校卒	1級1号給		高校卒	1級1号給	
備考 1 職種欄に掲げる職種には、当該職種の見習業務を行うものを含むものとする。			備考 1 職種欄に掲げる職種には、当該職種の見習業務を行うものを含むものとする。			
2 別表第2の5 医療職給料表(2)級別資格基準表の備考2の規定は、同表の備考に規定する職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数に準用する。			2 別表第2の5 医療職給料表(2)級別資格基準表の備考2の規定は、同表の備考に規定する職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数に準用する。			
3 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。			3 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。			
(略)			(略)			
別表第7～第9 (略)			別表第7～第9 (略)			